

## ○ 人工腎臓装置の不足地域における整備について

昭和 59 年 9 月 21 日 健医発第 339 号

各都道府県知事宛 厚生省保健医療局長通知  
最終一部改正

平成 15 年 4 月 9 日 健発第 0409006 号

各都道府県知事宛 厚生労働省健康局長通知

人工腎臓装置の整備については、腎不全患者に対する医療対策の一環として昭和 47 年度から昭和 49 年度にかけて実施したところであるが、透析患者数はその後も年々増加しているため人工腎臓装置に地域偏差を生じてきたことにかんがみ、今般人工腎臓装置の不足している地域に対して人工腎臓装置を整備する事業を実施し人工透析療法の円滑な実施を図ることとしたものである。

事業の実施については、別紙「人工腎臓装置不足地域設備整備事業実施要綱」により昭和 59 年 4 月 1 日から行うこととしたので、本事業の適正な実施に努められたく通知する。

## 別 紙

### 人工腎臓装置不足地域設備整備事業実施要綱

#### 1 目的

この事業は、人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備し、透析患者に対する治療の充実を図り、もって透析医療の地域格差の解消を図ることを目的とする。

#### 2 定義

人工腎臓装置不足地域とは、二次医療圏域の透析患者数を当該圏域の人工腎臓装置整備台数で除した数が 2 以上で厚生労働大臣が特に必要と認める地域をいう。

#### 3 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村又は厚生労働大臣の認める者とする。

#### 4 整備基準

(1) 人工腎臓装置は、原則として人工腎臓装置不足地域単位、単身用にあっては 2 人に 1 台、多人数用にあっては患者 8 人に 1 台を整備するものとする。

(2) 人工腎臓装置を整備しようとする地域に既に透析医療施設のある場合は、当該施設と調整を行うとともに、患者の動向等を十分考慮するものとする。

(3) 人工腎臓装置を整備する場合は、透析医療に従事する医師、看護師等職員の確保を十分考慮するものとする。